

児童手当受給対象の方は現況届を忘れずに

児童手当を受給している方は児童の監護状況確認のため毎年「6月」に市に対し現況届を提出していただかなければなりません。

該当している方には、市より現況届用紙を送付しますので、期限までに提出してください。この現況届を提出されないと、引き続き受給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。また、令和元年度現況届を未提出の方は2年間経過した場合、未払い分の手当が受けられなく

なりますので、早急にご提出ください。

※5月に新規認定請求をして6月分から支給開始となる受給者については今回の現況届の提出は必要ありません。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現況届の提出は原則郵送でお願いします。必要事項を記入の上、必要書類等と併せて、返送用封筒で郵送してください。児童家庭課子育て支援係で内容確認を行い、書類不備等があれば連絡します。

提出期限 6月30日(火)まで

必要書類等 現況届、課税情報の確認に係る同意書、受給者名義の保険証の写し(国保・生保を除く)

※児童と別居の場合は、上記に加えて、児童の属する世帯全員分の住民票と別居の児童を監護している旨の申立書が必要です。

※押印箇所には必ず押印をお願いします。(シャチハタ不可)

※そのほか状況により別途、必要書類等をご用意いただく場合があります。

提出先 児童家庭課子育て支援係、上渚滑支所、渚滑出張所

児童手当制度の概要

目的 父母そのほかの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的としています。

手続き 児童を養育する家計の主たる生計者が申請し、住所地の市町村長(公務員の方は勤務先)の認定を受けることにより申請した翌月から支給されます。

支給月額

子どもの年齢	年齢区分の詳細	児童手当月額
3歳未満	3歳に到達した月まで	15,000円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	3歳に到達した翌月から小学校修了前まで	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	3歳に到達した翌月から小学校修了前まで	15,000円
中学生	小学校修了後から中学校修了前まで	10,000円
所得制限限度額以上の所得である方 児童の年齢に関係なく一人あたり5,000円		

※手当の支給対象は中学校修了までの児童ですが、第1子・2子・3子以降の数え方は、18歳になった後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

支払時期 2月、6月、10月

所得制限限度額

令和2年6月分より、前年の所得額で判定します。所得には一定の控除があります。

扶養親族等の数	所得額	収入額(目安)
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.1万円
5人	812.0万円	1,042.1万円

☎ 児童家庭課子育て支援係 ☎ (24) 2111内線447・487番

国勢調査 2020

国勢調査2020キャンペーンサイト
<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/>



開始100年の国勢調査、調査員を募集します

詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査担当窓口まで、お問い合わせください。



総務省統計局・都道府県・市区町村

☎ 企画調整課公聴広報・統計係 ☎ (24) 2111内線259番